

お知らせ

記者発表資料 | 平成30年8月31日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、不正な行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社神戸製鋼所 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通2-2-4

2. 指名停止措置期間

平成30年8月31日 ~ 平成30年9月30日 (1ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内 (港湾空港関係を除く)

4. 事実の概要

株式会社神戸製鋼所は、平成28年9月から平成29年9月の間に、真岡製造所 (栃木県真岡市)、大安製造所 (三重県いなべ市)、長府製造所 (山口県下関市) で、製品の検査結果が顧客と合意した仕様を満たしていないのに、満たしているとする虚偽の証明書計305通を作成し顧客に交付したとして、平成30年7月19日、東京地方検察庁に不正競争防止法違反 (虚偽表示) 罪で立川簡易裁判所に起訴された。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為) 及びこれを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第15号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231 (代表番号 [9:15~18:00])
082-511-6064 (直通 [9:15~19:00])

総務部 契約課長 かわい たかし 河合 高志 (内線 2511)

◎総務部 契約課長補佐 さとう ひろかず 佐藤 博和 (内線 2514)

【広報担当窓口】

広報広聴対策官 いわた やすひさ 岩下 恭久 (内線 2117)

企画部 環境調整官 いのうえ かずひさ 井上 和久 (内線 3114)